

第10回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成27年2月10日(火)

場 所：西宮市立勤労会館4階 第8会議室

〔午後 3 時00分 開会〕

事務局 定刻となりましたので、ただいまから第10回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき、ありがとうございます。

米山委員がまだお見えではありませんが、15分ぐらい遅れて到着するとの連絡が入っています。

進行を会長にお渡しする前に、資料の確認をします。

事前にお送りした資料は、1点目は、ホッチキスどめのA4の3枚物で、「会議次第、委員・事務局名簿、座席表」です。2点目は、資料1～資料5をまとめた「第10回西宮市子ども・子育て会議 資料集」です。3点目は、少し分厚めの「西宮市子ども・子育て支援事業計画(案)」です。また、本日机の上に置いていますが、「第10回西宮市子ども・子育て会議 追加資料」です。

もしお手元がないものがありましたら、係の者にお申しつけください。

それでは、会長に会議の進行をお願いします。

会長 皆様、こんにちは。本当に寒い一両日ですが、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

この会議も第10回となりました。本日も4つの議題がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日も傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 また、この後傍聴を希望される方についても、随時入室いただくことにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、入室をお願いします。

議事に入ります。

次第では、今回は議事を4つ上げています。

本日の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集1ページをご覧ください。

記載しているロードマップの表は、前回の会議から若干修正しています。

まず、一番右の欄ですが、第11回・3月23日を予備日としていましたが、この日は開催させていただきますので、ここにありました「予備日」の表示を削除しています。したがって、今年度中の会議は、あと本日2月10日と3月23日の2回となります。

次に、2ページをご覧ください。

前回第9回会議の審議内容を記載しています。

前回の会議では、評価検討WGの報告と、西宮市子ども・子育て支援事業計画(素案)への意見提出手続(パブリックコメント)の結果速報についてご報告しました。また、西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項についてご協議いただきまし

た。

1つ目の評価検討WGの報告では、評価検討WGの開催状況について座長及び事務局から報告しまして、ご意見をいただきました。

具体的には、病児・病後児保育事業について、子どもが病気になっても休暇を取ることができない人がいる中で、将来的なことを考えて必要最低限の人数にとどめることにまで言及してよいのかというご意見がありました。また、放課後児童健全育成事業について、特別な支援が必要な子どもに対する職員配置についてより検討してほしいというご意見がありました。さらに、子どもの遊び場・居場所づくりについて、子どもの遊びに教育的要素を追加することは必要ないのではないかというご意見をいただきました。

次に、2つ目は、西宮市子ども・子育て支援事業計画(素案)への意見提出手続(パブリックコメント)の結果速報について報告しました。

3つ目は、西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項で、パブコメによって出された意見や、それまでに子ども・子育て会議でいただいたご意見をもとに修正した事務局案について説明し、それについてのご意見をいただきました。

具体的には、「教育・保育の量の見込み及び確保方策」における「(8)今後の方向性」について、将来の少子化を見据えて、「供給過剰を避けるため」または「適正配置を検討する」といった文言が必要ではないか。「放課後児童健全育成事業」における「(5)放課後の子どもの居場所」について、なぜ「社会教育施設等」の文言を削除したのか。「質の高い教育・保育の提供」について、質の向上を図るための処遇改善と保育士の不足を解消するための処遇改善が必要ではないか。「ワークショップの実施」について、遊び場として「プレーリーダーがいるプレーパーク」という文言を追加してほしい。そういうご意見をいただきました。

本日は、その上でさらに修正した案についてご提示する予定です。

次に、3ページをご覧ください。

本日の審議事項をまとめています。

4つありますが、まず、議事(1)では、新制度に移行する教育・保育施設のうち認可保育所及び新制度に移行する地域型保育事業において設定する利用定員についてご審議いただき、西宮市子ども・子育て会議としての意見をまとめていただきます。

子ども・子育て支援法では、市町村長が利用定員を設定するときは、子ども・子育て会議のご意見を聴取することが必要となっています。なお、新制度に移行する幼稚園型認定こども園と幼稚園において設定する利用定員については、既に前々回の第8回子ども・子育て会議においてご意見をいただいています。

次に、議事(2)では、第9回西宮市子ども・子育て会議でお示した事業計画の案について、ご意見を踏まえて修正しましたので、本日、最終確認をしていただきます。

議事(3)では、新制度における確認のための部会の設置について、事務局から説明します。

議事(4)では、来年度平成27年度以降の子ども・子育て会議の審議予定事項について、事務局から説明します。

ロードマップなどの説明は、以上です。

会長 本日は、4つの議事があります。それぞれについて事務局から説明をいただいて、委員の皆様からご意見をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。議事によっては事務局からの説明が長いものもあるかもしれませんが、その点はご了承ください。

時間的には、本日も6時までの3時間をとっていますが、進行を見ながら休憩を入れるかどうかの判断をしまして、スムーズに終われるようにしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、「議事(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認(利用定員の設定)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集4ページをご覧ください。

「議事(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認(利用定員の設定)」とある資料1です。

まず、新制度における「確認」の意味について、前々回の第8回子ども・子育て会議においても説明しましたが、再度簡単に説明します。

「確認」とは、新制度における給付の対象となる施設・事業者を確定する手続きです。資料4ページの1、(1)にあるように、認可を受けた施設・事業者が給付などの支援対象となるためには、市町村から確認を受ける必要があります。その上で、支給認定を受けた子どもは、確認を受けた施設・事業者を利用することで、施設型給付または地域型保育給付を受けることができる仕組みとなっています。

次に、「(2) 利用定員の基本的な考え方」です。

アですが、各施設・事業者は、4つの区分で利用定員を設定することになります。具体的には、1号認定子どもで1区分、2号認定子どもで1区分、3号認定子どもについては、0歳と1歳以上を分けて利用定員を設定することになっています。

イですが、利用定員は、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を勘案して設定する必要があります。

ウですが、実際の利用者数が認可定員を超える場合には、認可定員の範囲内で利用定員を設定することになります。ただし、こうした施設は、1と2にあるように、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があります。また、利用実態に応じた認可定員に変更することが必要であるとされています。加えて、3にあるように、これらの見直しが行われず、連続する過去2年度間で常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均利用率が120%以上の場合には、給付費を減算するペナルティが科されることになっています。

本日の会議では、5～12ページに記載していますが、新制度に移行する教育・保育施設のうち認可保育所及び新制度に移行する地域型保育事業である家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の利用定員の設定について取り上げています。

まず、5ページの「2 民間保育所の利用定員」です。

民間保育所は、認可定員の範囲内で2号認定と3号認定の利用定員を設定することになります。例えば1番の「幸和園保育所」では、認可定員は210人になっています。内訳は、2号認定が135人、3号認定が75人です。

民間保育所については、すべて認可定員と同数の利用定員となっておりまして、7ページの中ほどに記載しているように、民間保育所46か所で3,524人を設定しています。

なお、46番の「西北セリジェ保育園」がこの4月からの新設園です。

次に、7ページ中ほど、「3 公立保育所の利用定員」です。

7～8ページに公立保育所の利用定員を同様に記載しています。すべて認可定員と同数の利用定員の設定となっています。8ページの一番下にあるように、公立保育所23か所で2,260人と設定しておりまして、民間、公立合わせた利用定員合計は5,784人と設定しています。

次に、9ページをご覧ください。ここからは地域型保育事業になります。

まず、「4 家庭的保育事業の利用定員」です。

認可定員の範囲内で3号認定の0歳と1歳以上の利用定員を設定することになります。家庭的保育事業については、すべて認可定員と同数の利用定員となっており、9ページの下に記載しているように、16か所で79人の利用定員を設定しています。

次に、10・11ページの「5 小規模保育事業の利用定員」です。

小規模保育事業についても、認可定員の範囲内で3号認定の0歳と1歳以上の利用定員を設定することになります。小規模保育事業についても、すべて認可定員と同数の利用定員を設定しています。

小規模保育事業の類型による定員等の違いは、12ページに記載しています。小規模保育事業については、類型がA型、B型、C型とありますので、その違いについて改めて記載しています。

一番大きな違いは、A型は従事者全員が保育士資格を持っていること、B型は2分の1以上が保育士資格を持っていること、C型は保育ルームが2つ集まったような形態になっています。10・11ページの表では、右端にその類型を記載しています。

小規模保育事業は合計35園ありますが、そのうち19園がA型、13園がB型、3園がC型となっています。合計で490人の利用定員です。先ほどの家庭的保育事業は16園でしたが、現在、保育ルームが50園近くありますし、市単独の家庭保育所が、1園は今年度で廃園しますので、4園あります。これらも、家庭的保育事業または小規模保育事業にすべて移行することになっています。

小規模保育事業については、新設園、または認可外保育施設からの移行、保育ルームからの移行、もともとの小規模保育と、いろいろなパターンがあります。

次に、12ページ中ほどの「6 事業所内保育事業の利用定員」です。

事業所内保育所についても、認可定員の範囲内で3号認定の0歳と1歳以上の利用定員を設定することになります。

事業所内保育事業については、1番の「キッズルームアリス甲子園」と2番の

「MOMOKid's保育ルーム」については、認可定員と同数の利用定員を設定されています。3番の「西宮わたなべ前浜保育所」については、認可定員を下回る利用定員を設定されています。

事業所内保育所については、従業員枠と地域枠が設定されています。ここの数字は合計の人数を記載していますが、本日配付しました追加資料の1ページに、従業員枠と地域枠の内訳を表にしていますので、ご参照ください。

事業所内保育事業については、3か所で43人の利用定員を設定しています。

なお、地域型保育事業の施設の名称については、まだ確定していない施設もあります。この表では、現在市のほうで把握している施設名を記載していますが、正式な名称については、次回3月23日の会議で改めてお示ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

教育・保育施設及び地域型保育事業に対する確認の説明は、以上です。

会長 利用定員の設定の確認について事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見はありませんか。

まず、私のほうから。

4ページの(2)のウで、「認可定員の範囲内で利用定員を設定する」として、利用者数が多い場合のことが幾つか挙げられています。その3に「制度施行の平成27年度から又は施行後確認を受けた時点から」とあります。この「確認を受けた時点」というのはいつのことですか。

事務局 国のほうから出ているものでは、この4月1日を起点にしますので、27年度と28年度の2か年度を経過した29年4月から減算されると聞いています。

会長 そうすると、「平成27年度から又は施行後確認を受けた時点から」というのも、すべて4月1日ですか。

事務局 今回挙げている分についてはすべて27年4月1日からスタートですが、これが5月1日からとなりますと、その2年後の5月1日から減算されるという意味です。

会長 西宮市の場合は4月からですか。

事務局 今載せている施設については、すべて4月1日からのスタートですので、4月1日からの起算となります。

会長 それは、4月1日時点での利用者数で切るのですか。利用者数は上がったリ下がったりしますね。

事務局 年間平均利用率になりますので、上がり下がりについては、年間で平均することになります。

会長 では、2年間の平均で利用者数が利用定員の2割を超えている場合に減算の対象になるわけですね。

事務局 そうです。2年後からは、利用定員の見直しを行わない限り、減算の対象になります。

会長 そうすると、ずっと超えそうであれば、定員を増やせばいいわけですか。

事務局 そうです。これまでもそうでしたが、恒常的に定員を上回って受け入れ

ている施設のうち2年間120%を超えている施設に対しては、「定員を見直してください」とお願いをしてきました。

会長 いかがでしょうか。何かご質問、ご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 特にご質問、ご意見もないようですが、もしありましたら、後ほどでも結構ですので、ご発言いただければと思います。

それでは、先に進めさせていただきます。

次に、「議事(2)西宮市子ども・子育て支援事業計画の修正事項」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集13ページをご覧ください。別冊の事業計画(案)では、43ページからになります。

まず、資料集13ページでは、2号認定のうち学校教育の利用希望以外、つまり3歳以上の保育所ニーズの量の見込み及び確保方策の人数の修正をしています。

3歳以上の保育所ニーズについては、量の見込みを算定する際に、平成31年度のゴールに向かって潜在的な需要が顕在化していくように設定しています。素案では、31年度の量の見込みと26年度の認可定員を差し引いて、平均的に増加するよう各年度の量の見込みを設定していました。保育所の利用定員については、先ほどの議事(1)で27年度の利用定員が確定しましたので、それに伴って量の見込み及び確保方策の数字を修正しました。修正箇所は、網かけをしています。

次に、資料集14・15ページをご覧ください。計画案では43・44ページです。

ここは、3号認定、つまり3歳未満の保育ニーズの量の見込み及び確保方策です。

ここでも、先ほどと同様、素案では、平成31年度の量の見込みと平成26年度の認可定員を差し引いて、平均的に増加するよう各年度の量の見込みを設定していました。保育所や地域型保育事業の利用定員については、先ほどの議事(1)で27年度の利用定員の数字が確定しましたので、それに伴って量の見込み及び確保方策の人数を修正しました。修正箇所は、網かけをしています。

次に、資料集16・17ページをご覧ください。計画案では44ページです。

教育・保育の今後の方向性に関する記述について、前回の会議で、将来の少子化を見据えた対策という観点から、「供給過剰」や「適正配置」などの言葉を入れてはどうかというご意見をいただきました。また、文章中、「従来の保育所整備に加え」という表現についてもご意見をいただきました。

こうしたことから、16ページの下段にあるとおり文章の修正をしています。「今後も保育ニーズは増加傾向にあることから、入所枠の拡大に取り組む必要がある。しかしながら、就学前児童数は減少傾向にあり、将来の少子化を見据えた施設の適正配置についても検討していく必要がある。こうしたことから、保育所や認定こども園により入所枠の拡大を図っていく」といった内容に修正しました。網かけの部分が修正箇所です。

次に、資料集17ページをご覧ください。計画案では47ページです。

地域子ども・子育て支援事業、いわゆる「13事業」のうち、新規事業となる「実

費徴収に係る補足給付を行う事業」です。

本事業については、国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映していくこととしており、先月の下旬に事業の概要が国から示されましたので、計画案のほうに反映しました。

具体的な内容については、17ページの中ほどに記載しています。

本事業は、市が定める保育料とは別にかかる給食費や教材費・行事費の費用の一部を補助する事業となります。ただし、「(1) 事業内容」の「対象者」にあるとおり、対象としては生活保護の受給世帯になります。

給食費については、公定価格に給食費が含まれていない1号認定を対象に、月額4,500円を上限に補助する内容です。

2つ目の教材費・行事費については、1号認定に限らず、2号・3号認定も含まれますが、日用品や文具等の購入にかかる費用を月額2,500円の範囲内で補助する内容です。

最後に、「(2) 今後の方向性」では、本事業については、国の基準に基づいて、本市でもこの4月から実施する予定をしています。また、国の子ども・子育て会議では対象者の範囲を拡大することも検討されていますので、引き続き国の動向を注視していきたいとしています。

ただし、27年度の本市の当初予算にはまだ計上はしていませんが、さらなる詳細が明らかになり次第、補正予算で対応したいと考えています。

次に、資料集18ページをご覧ください。計画案では48ページです。

これも、13事業のうちの新規事業である「多様な主体の参入促進事業」です。

国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映することとしていました。これも先月下旬に事業の概要が国から示されましたので、計画案に反映させたものです。

具体的な内容については、18ページの中ほどの「修正後」の「(1) 事業内容」にまとめています。

1つは、「新規参入施設への巡回支援事業」です。新たに認定こども園、保育所、小規模保育などを始める事業者に対しての支援、小規模保育への巡回支援が主な内容となります。

もう1つは、「認定こども園への特別教育・保育経費補助事業」です。認定こども園で従来の補助事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合にかかる費用の一部を補助するものです。

次に、資料集19ページをご覧ください。計画案では49～50ページです。

「放課後児童健全育成事業」です。

ここでは2か所の修正を行っています。

1つ目は、一昨年11月から昨年5月にかけて基準等検討WGで留守家庭児童育成センターや幼保連携型認定こども園などの認可基準についての審議をいただきました。これらの審議をまとめていく中で、面積基準など、当面の間、経過措置で国基準より下回る基準で運用を行うこととしている事項について、今後改善していく旨を条例や要綱で規定できないかというご要望がありました。事務局としては、要綱

等に記載することを検討しましたが、要綱とはそもそも行政の事務手続きを定めたものですので、今後の市の考え方や理念を盛り込むことは難しいと判断しまして、この事業計画に盛り込むこととしました。

もう1か所は、19ページが一番下ですが、前回の会議でのご意見を踏まえて、前回にお示しした素案では削除されていた「社会教育施設等」の文言を復活させて修正しています。

次に、資料集20・21ページをご覧ください。計画案では65・66ページです。20ページが修正前で、21ページが修正後になります。

ここでも2か所の修正を行っています。

1つ目は、先ほどの留守家庭児童育成センターの認可基準と同様に、幼保連携型認定こども園の認可基準について、現行の認可保育所の職員配置基準をめざしていくこと、また、地域型保育事業の従事者についてはすべて保育士資格取得者をめざしていくことについて条例や要綱に規定できないかというご要望がありました。これらについても、先ほどと同様に、事業計画の中に盛り込むこととしました。

もう1つは、前回の会議でのご意見を踏まえた修正です。具体的には、保育士不足解消のための保育士の処遇改善の記述と、質の向上を図る観点からの保育士・幼稚園教諭等を含めた職員の処遇改善を分けて記載しました。

次に、資料集22ページをご覧ください。計画案では76ページです。

ここは、昨年1月に行ったワークショップで出された意見を抜粋してまとめたところですが、「子どもの遊び場はどんな場所？」というテーマのところ、「プレーリーダーのいるプレーパーク」という記述を追加してほしいというご意見がありましたので、そのまま追加しています。

修正事項については、以上です。

事業計画については、本日の子ども・子育て会議で最終確定とさせていただきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

会長 今回修正された箇所については、前回にいただいた皆様のご意見をもとにしたものですが、何かご質問、ご意見はありませんか。

委員 非常にささいなことですが、16ページの「(8) 今後の方向性」の網かけ部分の下から7行目、「しかしながら」の段落に、「地域の保育需要など将来の少子化を見据えた、施設の適正配置についても検討していく必要があります」とありますが、この「、」はなぜ入っているのか、どうしてここで文章を切らないといけないのでしょうか。少しひっかかってしまいました。

会長 文章の意味合いが違ってくるということですか。

委員 そうですね、少し。

事務局 文章の中身が変わってくるというご意見です。ここになぜ「、」が入ったのかはあれですが、続きの言葉ですので、「、」を取っても意味は変わらないと思います。「少子化を見据えた施設の適正配置」ですから、切れているわけではありません。

これはささいなことですから、「、」を取るということによろしいでしょうか。

会長 はい。

今回は、修正だけではなくて、国から具体的な内容を示されたことによって追加されたところもありますので、そのあたりも含めてご確認いただければと思います。

事務局 少し補足しますと、本日の追加資料の2ページ以降に、13事業のうちの「実費徴収の補足給付」と「多様な主体の参入促進」の国から出ている資料をつけていますので、ご参照いただければと思います。

国から出ているものはこれがすべてで、この事業計画のほうには、先ほど説明した程度の内容を記載して、「市としてやっていく」という姿勢をお示ししようと考えています。

会長 新しく記述された「実費徴収の補足給付」と「多様な主体の参入促進」は、なかなか分かりにくいところです。「実費徴収の補足給付」は、対象となる世帯に対する補足給付で、実費徴収自体は事業所が行うことになるわけですか、市が行うのですか。

事務局 いずれのケースも想定されていまして、西宮市としても、まだどのような方法をとるかを決めかねている状況です。

1つは、実費分を保護者から徴収せずに、市から事業所に直接お支払いする方法です。もう1つは、保護者の方が通常どおり事業所に実費をお支払いいただいた後、基準額の限度で市から保護者の方にお渡しするという方法です。このいずれの方法もとり得るとなっています。

会長 ただ、利用者のことを考えると、こういう情報が他の人に伝わることはどうかと思うところもありますので、事業所が直接徴収して、その分を市のほうから保護者に補助することもあり得るわけですね。

事務局 それもあり得るかなと思います。ただ、特に地域型保育事業ですと、そもそも利用者負担そのものを応能負担に基づいて施設のほうで徴収するという仕組みになっていますので、そういった情報については、事業所のほうでも一定把握できることになると思います。

副会長 資料集19ページの「放課後の子どもの居場所」について、ニーズの偏在や、定員割れしている育成センターがある一方で待機のところがある状況の中で、以前からいろいろな会議で「子どもが伸び伸びと遊べる居場所が欲しい」とか、「プレーパークのようなものが必要ではないか」という意見が出ています。ここには「検討を進めていきます」と書いてありますので、ここに載せる必要があるという意見ではなく、具体的にいつから検討を始めて、いつまでには答えを出すとか、放課後の子どもの居場所についての委員会を立ち上げるとか、計画を立てるとか、そういうお考えはありになるのでしょうか。

事務局 居場所づくりについては、来年度から新規事業を始めることを考えています。しかし、具体的にいつからとか、どのような形でということについては、まだ検討を進めている段階ですので、追って公表できるかと思っています。27年度から何らかの形で事業を実施したいと考えていますし、現在、教育委員会とこども支援局が連携して検討は進めています。

副会長 放課後の子どもの居場所づくりは、もちろん教育委員会とこども支援局が担当されると思いますが、公園整備部門などいろいろなところも携わっていただかないと可能性は広がらないので、ぜひご検討いただきたいと思います。放課後子ども教室のうまい使い方もあると思いますので、いろいろな施策を組み合わせた新しいものを西宮の子どもたちに提供するという視点で考えていただきたいと思います。

委員 資料集12ページの一番下の表で、家庭的保育事業と小規模保育事業と事業所内保育事業を合わせて612人という数字が出ていて、これで0歳と1・2歳の利用定員が確定しました。しかし、14ページの3号認定の量の見込みと確保方策では、平成31年度の全市の「特定地域型保育事業」で40人と670人確保することになっています。この差はどう考えたらいいのでしょうか。

事務局 12ページの「ウ+エ+オ」の地域型保育事業の利用定員合計は612人ですが、これに対応するのは、15ページの修正後の全市の「特定地域型保育事業」の一番左、27年度の0歳139人と1・2歳473人の合計が612人になります。31年度に向かって増えていくのですが、31年度には147人と670人ですから817人になるという形です。

委員 そうすると、27年度は612人でいいわけですか。

事務局 27年度は612人ですが、15ページの表には「612」という数字は出てなくて、0歳と1・2歳の数字を足したものになります。

委員 それと31年度とは大分差がありますね。その差に対して各年度でどのような対応をするかというのはどうですか。

事務局 それはこれからになりますが、小規模保育などを増やしていくことになるのかなとは考えています。

会長 0歳と1・2歳の数字を足すと、612人という先ほどの利用定員の数になるわけですね。

事務局 そうです。

会長 そうすると、0～2歳の特定地域型保育事業に関しては、31年度と27年度を比較すると、200人強増える予測を今のところはしているということですね。

事務局 そうです。205名増える形になっています。

会長 それを、今の事務局のお話では、小規模保育事業の利用定員のところで吸収するというお考えですか。

事務局 そういう可能性が高いのかなと思っています。

委員 意見と期待ということで申し上げます。

先ほど副会長が言われた19ページの「放課後の子どもの居場所」のところで、前回に私も、教育的というものだけではなく、子どもの遊び・生活の保障をということで意見を申し上げました。ここでは「教育と福祉が連携し」とさらりと書かれています。これはとてもすごいことだと思います。

しかし、平成27年度はすぐに始まります。本当に子どもの放課後の生活を保障できるようなものができることを期待しています。これをパッと見ると、屋内での生

活に重きが置かれているような気がします。最後のほうに「放課後事業の役割や機能を活かした運営の一体化」とありますが、文言をきれいに並べるだけではなく、本当に子どもの居場所の具体的なことを出していきたいと思います。

特にここには「障害のある子どもや特別な支援が必要な家庭」と書かれています。本当に今困っている子どもがたくさんいますので、ぜひぜひ誰にとっても、有効なものが具体的にいろいろと用意されることを期待していることを申し添えます。

委員 21ページの追加修正後のところですが、修正箇所の2か所目に、「保育ルームや小規模保育等に対して」、「従事者については、全て保育士資格取得者とするよう努めていきます」とあります。大変望ましいことではあると思います。ただ、これは「保育ルームや小規模保育等」の「等」がどこまで広がるのかにもよるのですが、結構高い努力義務になります。この「全て」はかなり強いので、この考え方を説明していただけませんか。望ましいのは望ましいと思います。

事務局 まず、少しずつでも資格取得者の比率を高めていく工夫をしたいと考えていまして、特に無資格の方に向けての研修や、保育所に来ていただいたの実習など、そういった支援を考えています。

委員 「全て」ということでいいのですか。

事務局 最終的には「全て」を目標に、それぞれの施設に対してそういった支援を行っていきたいと考えています。

委員 その保育士資格取得の問題で、研修等も大変大事なことです。資格を取るためには、金銭的な問題があったり、学ぶ時間の問題もあると思いますので、ぜひそこを何らかの形でサポートするようなものも考えていただきたいと思います。

国のほうでは資格を取得するための学校へ行く補助もあるのですが、その人が学校に行っている間、施設の人員をどうするかという問題もありますし、学校に行くための基準が厳しかったりしますから、資格取得に一步踏み出せるような支援も考えていただきたいと思います。

事務局 このあたりについては、現行の保育ルームにおいて、2名のうち1名は保育士資格が必要ですが、もう1名の補助者についても、高い率で保育士資格を有している現状がありますので、そこはできるだけ保育士資格を有していくということはあります。

今おっしゃった資格取得のための支援については、来年度すぐに予算化するという話ではありませんが、そういうことも含めてやっていかないと、資格取得はなかなか難しいと思いますので、そういうことも検討していく必要があると考えていまして、こういう表現をしています。

事務局 「保育ルームや小規模保育等」の「等」ですが、ここは地域型保育事業を指していますので、事業所内保育や、今回はありませんが、居宅訪問型保育も含めて、すべて保育士資格がもちろん望ましいだろうという意味で、こういう記述になっています。

委員 それも含めてですが、ここでいろいろと意見を言わせていただいたり、議論になったところかなと思うので、それをめざしていくことをここに書いていただ

いたことは、とても意味があることだと思っています。

あわせて、その上のところで、今までずっと言われていためざすべき基準を数字としてきちんと入れられたことも、とても意味があるのではないかと思います。

また、16ページの確保方策については、前回いろいろな意見があって、私も言わせていただいたのですが、いろいろな意見を入れていただいた結果、「適正配置を考えながら確保方策をしていく」という今後の方向性を示されたと考えていますので、これで十分かなと思っています。

会長 そのほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは私からも。

18ページの「多様な主体の参入促進事業」の「事業概要」の に「新規参入施設への巡回支援事業」とあります。ここの「新規参入事業者」とはどういう方々を指すのですか。9ページの「家庭的保育事業」以降に名前が挙がっていない新しく入ってこられる方ですか。議事(1)で説明があった事業者の中には、この4月から新しく事業を始めるところもあると思うのですが。

事務局 このあたりは、まだ国のほうから詳細な要綱が来ていないので、確定ではないのですが、今回お示した施設の中には、従前から保育ルームや小規模保育をされている事業者や、認可外から小規模保育等に移行された施設など、いろいろなパターンがあります。もちろん、今回新規で認可外から入られた施設は、この事業に該当するのかなと思っています。

国から出た資料を見る限りでは、今までから保育ルームや小規模保育を行っていた施設も入るのではないかと考えていますが、そのあたりはまだ確認がとれていない状況です。

事務局 ただし、この点については、西宮市としては、保育の質の向上をめざしていますので、もし補助が来なくても、市の単独施策として取り組んでいく必要があるだろうとは考えています。これは、あくまでも補助のメニューとして載っているものですので、それも活用しながら、使える財源は使わせていただこうと考えているところです。

会長 「(2)今後の方向性」のところで、巡回される方々のご負担というか、頻度によって、一定の安全性なり基準を担保して確認いただくことになるのですが、これは、国の基準が定められてから、それに合わせて支援員を増員するかどうかを考えるということですか。

事務局 これについては、国からの補助の有無にかかわらず、西宮市としてはやると考えていまして、新年度の予算化の作業を進めています。

会長 全国的にも自治体によって特徴があります。家庭的保育と小規模保育がかなり増える自治体とそうでない自治体がありますが、特に増える自治体に関しては、安全性などの担保については、かなり神経を使われていますので、ご苦労かもしれませんが、決まり次第、しっかりやっていただきたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

委員 本日の追加資料の7ページ、「多様な主体の参入促進事業(特別支援)」について。私の認識が不足しているので、とんちんかんな質問になるかもしれませんが。

前回、公立幼稚園に受け入れられなかった障害のある子どものことを発言しましたが、これは新規参入促進事業ですから、既成の保育所・幼稚園ではなく、いろいろなところができるのでしょうか。

また、対象となる子どもは認定こども園に通う障害児ということは分かるのですが、市内の認定こども園は、来年度は増えるのでしょうか。このあたりも含めて、認定こども園が新規参入するという予測はどうでしょうか。

事務局 追加資料7ページの「多様な主体の参入促進事業」は、大きく2つの補助になっています。1つは先ほど出た巡回の支援ですが、もう1つは、7ページにある障害をお持ちのお子さんを受け入れたときの施設への支援になっています。これを行うことによって、事業者が参入しやすくするという事ではないかと思っています。

「3 対象となる子ども」のところを見ますと、認定こども園に在籍している対象の障害のあるお子さんで、かつ、私学助成や障害児保育の加算の入っていないところに対して補助することになっています。

具体的には、次の8ページに「6 対象となる施設」として表があります。現在でも、保育所、幼稚園において特別支援等が必要なお子さんに対する補助は入っているのですが、今回、認定こども園になったときに制度から抜け落ちる方に対して補助をする、それが1人当たり月額6万5,300円という形になっています。

この表は国から示されたもので、なかなか見にくいのですが、がついているところがこの事業の対象となるところです。例えば、認定こども園のうち「幼保連携型」の「上記以外」ですから学校法人立以外、簡単に言うと、保育所が幼保連携型認定こども園になって1号のお子さんを受けて、その子が障害をお持ちであればこの事業の対象になるという形です。

西宮市では、今回、認定こども園は幼稚園型の2園だけですので、該当する方は相当少ないのかなと思います。それと、これがどこに当たるのかが不明ですので、実際に市として給付が発生するののかも分からないのですが、制度のはざままで施設に対しての支援がなされないところについては、この制度で救うというのが国の趣旨です。そして、これを実施することによって参入することを促進するという制度だにご理解いただければと思います。

会長 委員が言われたもう一つの質問の、今は2園だけど、これからはどうかという質問については、今は分かりませんね。

事務局 そこまでは分かりません。該当があれば実施するという事です。

委員 該当があればするわけですね。

事務局 はい。

会長 ほかによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、修正いただいた事項については、委員の皆さんで確認いただきまして、事務局が出していただいた案で了承することにさせていただきます。

次に、「議事(3) 確認に係る部会の設置」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集23ページをご覧ください。

「議事(3) 確認に係る部会の設置」とある資料4です。

先ほども説明しましたが、確認の効力及び範囲について、もう一度説明しておきたいと思います。

1の(1)には、教育・保育施設に対する確認について記載しています。施設型給付の対象となる幼稚園、保育所、認定こども園に対する西宮市の確認の効力は全国に及びますので、西宮市外在住の利用者が西宮市内の施設を利用する場合には、施設はその利用者が居住する自治体から別途確認を受ける必要はありません。

他方、(2)ですが、地域型保育事業に関しては少し違います。地域型保育事業に対する西宮市の確認の効力は、西宮市内にのみ及ぶこととなりますので、西宮市外在住の利用者が西宮市内の地域型保育事業を利用する場合には、事業者は、利用者が居住する自治体から別途確認を受ける必要があります。

次に、24ページをご覧ください。分かりにくいので、具体的な事例を挙げて説明します。

例えば、西宮市民である利用者が里帰り出産で両親のいる東京都内のA市の実家に帰省して、産前・産後の間、上のお子さんをA市内の施設に預ける場合です。

預け先の施設が認定こども園、幼稚園、保育所の場合は、定員に空きがあるなど入所要件さえ整えば、すぐに入所は可能となります。

一方、預け先の施設が家庭的保育事業、小規模保育事業などの地域型保育事業であった場合には、仮に定員に空きがあったとしても、施設・事業者が西宮市の確認を受けなければ、利用者は入所して給付を受けることができません。

このように、西宮市の市民が遠方の自治体において地域型保育事業を利用する場合には、給付を受けるために、まず西宮市がA市から同意をもらう必要があるほか、A市内の該当施設からの申請に基づいて西宮市が確認を行う必要があります。このとき、西宮市が確認を行うためには、利用定員を設定して、この子ども・子育て会議でご意見をいただく必要があります。

24ページ中ほどの「2 平成27年度以降の確認事務」をご覧ください。

既に一度、確認のために子ども・子育て会議で利用定員の意見聴取を行った施設・事業については、施設類型の変更がない限り、施設の規模や定員などに変更が生じたとしても、再度、子ども・子育て会議への意見聴取は不要とされています。

したがって、平成27年度以降に確認のために子ども・子育て会議を開催して意見聴取する必要があるのは、(1)にあるように、新規に教育・保育施設もしくは小規模保育事業などの施設・事業を整備・認可した場合と、(2)にあるように、例に挙げて説明しました、市外で認可・確認を受けた地域型保育事業で西宮市の確認を受けていない地域型保育事業を西宮市民が利用する場合となります。

確認を受けることができなければ給付を受けられませんので、速やかに給付を受けることができるように、市としても機動的に子ども・子育て会議を開く必要があります。

(1)の場合、市内の施設については新規整備・認可していくこととなりますので、市としても、事前に状況を把握して、子ども・子育て会議の日程調整をして、確認事務を進めることができます。

しかし、(2)の場合では、施設の所在地が市外であるために、西宮市としても事前に把握することが困難なことが予測されます。したがって、案件が発生した場合には、市として迅速に対応することができない状況となります。

そのため、今回、子ども・子育て会議の18名より少ない人数で、機動的に開催することのできる専門の部会を設置しまして、部会の意見聴取を子ども・子育て会議の意見とみなすという方法をとることによって対応していきたいと考えています。

一方で、国のほうからは、この事務の簡素化を行う手法も示されています。

1つは、事前に自治体間で「同意不要の協定」を締結していれば、相手自治体の同意が不要となり、この場合、確認は「みなし確認」となりまして、子ども・子育て会議への意見聴取は不要となります。この場合は、相手自治体の同意も要りませんし、本市としても子ども・子育て会議を招集して意見を聞く必要はないこととなります。

こういうものが示されて、本市としても近隣の自治体とは協定を結んでおきたいと考えていましたところ、兵庫県から先週、兵庫県が音頭をとって、県内の各市町に対して同意不要の協定を結ぶ調整を始めるという話がありました。これが締結されまると、県内の市町の場合に関しては、本市の子ども・子育て会議への意見聴取が不要となります。

したがって、先ほど説明した部会の開催は、施設の所在地が西宮市と協定を結んでいない兵庫県外の市町村にある地域型保育事業を西宮市民が利用される場合に限られると考えています。

この部会の設置については、来月の3月市議会において、子ども・子育て会議を規定している附属機関条例について、部会の設置と、部会のほうに本体の会議の権限を与えるという改正を予定してまして、これに対する議会の承認を得る必要があります。

したがって、部会のメンバーについては、改正条例の成立後、皆さんのほうに案を提示させていただきたいと考えています。

確認に係る部会の設置についての説明は、以上です。

会長 ややこしい話ですが、何かご質問、ご意見はありませんか。

委員 西宮市民が、市内の施設に入れなかった場合に、勤務先のある他市の施設に空きがあれば、子どもを連れて行って預けることも可能になるのですか。あるいは逆もありますね。

事務局 これは新制度に限らないのですが、例えば尼崎市にお勤めの西宮市民の方が、西宮市内の保育所がいっぱいなので、尼崎市の保育所に入所したいというご

希望があれば、申込みは西宮市にさせていただきますが、我々のほうから尼崎市に対して、その保育所の利用が可能かどうかの広域利用の調整をさせていただいた上で、可能であれば委託する形になりますし、逆に受託することもあります。ただ、委託数と受託数を比べますと、西宮市内の保育所は受託できるほど受入枠が十分ではないこともありまして、圧倒的に委託しているケースのほうが多い状況です。

事務局 今説明した広域の調整プラス、今回の新制度では確認が必要になってきますので、2つの事務をやらなければいけない形になります。

副会長 「確認」には大きく2つの役割がありますね。1つは利用定員を決めることと、もう1つは保育運営のソフト的な部分を確認する意味があったと思います。これは、利用定員を決めるための確認ですね。私たちは、西宮市民が使う東京の保育施設を見に行き、運営の内容まで確認する責任を負わず、それは既に当該自治体でされたとみなして、利用定員だけを確認するということですか。

事務局 利用定員だけになります。地域型保育事業については、当然、当該市町村のほうで確認はされていますので、そこまでは見に行きません。

副会長 そうすると、万が一、東京都のA市内の施設に子どもを預けて、そこで預けた子が重大事象に遭った場合には、事故の報告や検証は、もちろん所在地の自治体が行うわけですね。西宮市は利用定員を確認しただけなので、保育内容に関しては、ケガをしたり、窒息事例に至った子どもが西宮市の子どもでも、責任は向この自治体を負うことになるわけですか。今でも居住地以外の自治体の保育施設に預けることもありますか、今はどうなっていますか。

事務局 そこまで整理できていないのですが、相手方の施設のほうには報告義務が当然あります。本市の子どもさんが利用されていることで、本市も全く何も知らないということにはならないのかなとは思いますが、そのあたりは確認させていただきます。

会長 確認の内容については、もう少し詳細な詰めが必要だということですね。いずれにしても、みなし確認ができない自治体に関しては、詳細はまだ分からないということですが、確認をする必要があって、それについては部会を開催しなければいけないという国の決め事なので、その部会を設置することをここで確認すればいいわけですね。

事務局 確かに本来の確認の意味では、副会長がおっしゃったように、利用定員のこと以外にも、運営の内容のことがちゃんとできているかを検証していくことが大きなところだと思います。ただ、入口のところでは、やはり利用定員を設定することが必要になってきまして、その利用定員を設定するときには子ども・子育て会議の意見を聞く必要がありますので、そこについてはこの部会を活用させていただきたいということです。

もう1つ、副会長がおっしゃっていた運営の内容の担保については、もちろん市のほうでも、監査をしていたり、先ほど出ました地域型保育事業では巡回もしていきますので、そのあたりはそこで担保することになります。

ただ、この議題で上がっている部会においては、利用定員のところについてご意

見をいただく形になります。

会長 随時開催ということですが、この開催の方法についても、今後詰めるという感じですね。

事務局 開催の方法については、事案が生じたときのみの開催になりますので、定期的に行うものではありません。定期的に行うとすれば、やはり4月に開所する施設が多いので、市内で開設する施設の分は、3月の段階で確認部会を開催して確認していただく予定をしています。しかし、それ以外の、先ほど例で申し上げたようなイレギュラーなものについては、年度途中で急に出てくる可能性があります。先ほど申し上げたように、兵庫県内は協定でクリアできると思いますが、県外については、急遽お集まりいただいて意見をいただくことになると思います。

会長 随時集まることになるわけですね。委員になられた方は大変ですよ。

事務局 そうですね。もちろん日程調整はさせていただきますが……。

会長 やりたくないですよ。それはその方法しかないのですか。ミーリングで行うとか、そういうことはだめなのですか。

事務局 それはだめですし、さかのぼりもできないという話ですので、簡略化する方法としては、協定を結ぶことと、少人数の部会を設置して、それも半分集まれば成立しますので、そういう形で開きやすくする方法しかないかなと思っています。これについては、近隣の神戸市や姫路市でもそういう手法をとられると聞いています。規模が大きい本市においては、案件が出てくる可能性が高いかなと思っています。

事務局 ご苦勞をおかけすることになりますが、申しわけありません。

会長 利用されるときに、西側はいいのですが、東側が問題ですね。大阪府下になると協定も難しいですね。

事務局 そうですね。

会長 例えば他市のA施設にどなたかが行かれて、別の方がA施設に行くことになっても、また確認しなければいけないのですか。

事務局 いいえ、1回確認すると、その事業では利用定員を設定していますので、そこはOKになります。しかし、同じ他市でも別のB施設に誰かが行かれると、それはまた一から確認することになります。

会長 事務局にはご苦勞をおかけしますが、これはなんとか円滑に進めていただくようお願いすることしかないですね。

この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 部会の中身については、今後のことですね。

事務局 3月23日の段階で、3月市議会で条例改正が可決されていれば、その時点でメンバーのお話をさせていただきたいと思っています。

先ほどから東京都内のA施設、B施設という説明をしましたが、施設型給付の施設であればこれはありませんで、あくまでも小規模保育や保育ルームに行かれた場合のみになります。ですから、それほどケースはないのかなと思っています。

会長 それは分からないですよ。いずれにしても、開催することは決められていることですからいたし方ないので、円滑に機能的にさせていただくように、事務局のほうで工夫いただければと思います。

それでは、確認に係る部会の設置については、この程度にさせていただきます。

続いて、「議事(4)平成27年度以降の子ども・子育て会議の審議予定事項」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集25ページをご覧ください。

「議事(4)平成27年度の子ども・子育て会議の審議予定事項」の資料5です。

平成25年8月から、アンケート調査、各種認可基準、次世代支援行動計画の評価、子ども・子育て支援事業計画の策定に関することなど、子ども・子育て会議におかれましては、1年半にわたってご審議をいただけてきました。

冒頭に申し上げた次回の3月23日の会議をもって、新制度の準備という意味では子ども・子育て会議での審議は終わるのかなと考えています。ただ、平成27年度以降においても、子ども・子育て会議は継続して設置されますので、ここでは、現在想定されている審議内容について説明します。

上のほうに、審議事項として ~、真ん中下にスケジュール案がありますので、あわせてご覧ください。

審議の予定事項として、まず大きなものは、「次世代育成支援行動計画(後期計画)との一体化に向けた検討」があります。本来ならば、今回の事業計画と次世代計画の内容を一体化して策定すればよかったのですが、そこまでの審議ができませんでしたので、次世代計画の内容については、事業計画の任意記載項目も含めて、29年度の事業計画の中間見直しのときに最終的な作業を行う予定ですので、そこに向けた検討を27年度以降にやっていただきたいと思います。

これについては、下のスケジュール表の一番上、「次世代育成支援行動計画との一体化に向けた検討」という段で、8月と1月と3月に がついています。この3回で検討していただこうと思っています。

の「確認部会」については、事案が生じれば随時部会を開催することになりますが、子ども・子育て会議がもともと予定されている場合や、翌年度に新規開設する園の確認をする3月においては、確認部会と子ども・子育て会議の合同開催で対応したいと考えています。スケジュール表の真ん中あたりで、大きな矢印を右に向かって伸びていますのは、3月だけは確定していますが、ほかは随時という意味です。

は「評価検討ワーキンググループ」です。10月と11月に今年度と同様に2回開催を予定しています。この結果については、1月の子ども・子育て会議で報告することになりまして、スケジュール欄の上から2つ目、「次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価」の段の1月のところに がついています。

最後に、審議事項ではありませんが、その他として、「委員の改選」を挙げています。子ども・子育て会議の委員の任期は2年ですので、皆さんの任期は平成27年8月19日までとなっています。8月20日以降については、新たに委員を委嘱しまし

て、子ども・子育て会議を開催することになります。また、任期満了に伴って、会長・副会長の互選、部会・WGの委員の指名を行う必要があります。

先ほど申し上げた子ども・子育て会議の8月の会議は、改選後のメンバーでの会議を想定しています。その際に、会長・副会長の互選や部会等の委員の指名を行う予定をしています。

これはあくまでも現時点での27年度に審議する事項の想定ですので、もしかすると、これ以外にも開催する必要がある事項が出てくるかもしれませんが、「現時点では来年度1年間はこういうスケジュールで動く」ということをお示ししました。

会長 スケジュール等について何かご質問、ご意見はありませんか。

行動計画との一体化に向けた検討をするわけですが、多分8月に事務局案が出てくることになるのかなと思います。その後で評価検討WGを開催するのですか。

事務局 一体化については、最終的には平成29年度の事業計画の中間見直しの際に盛り込むことにしていますので、今後2年以上かけて議論していただくこととなります。ですから、8月には、こういうメニューが残っていて、こういうスケジュールでやっていきたいというご提案になるのかなと思いますので、具体的なお話まではいかないのかなと思っています。

会長 あくまでも評価検討WGでは、一体化に向けた検討に影響を受けずに、次世代育成支援行動計画について評価をしていくということですね。

事務局 平成26年度までが現在の次世代育成支援行動計画の計画期間ですので、これについては今年度と同様に評価していただきますが、もちろんこの評価をしていく際には、「事業計画の中間見直しの際にはこうしたほうがいい」というご意見をいただいてもいいのかなと思っています。

会長 評価検討WGを先にする必要はないわけですね。

事務局 27年度で全部決めてしまうわけではありませんし、次世代育成支援行動計画の内容以外にも、事業計画では、任意記載項目のワーク・ライフ・バランスや育休後に施設に入りやすくするなど、何点が残っていますので、そういうものももう一度皆さんにお示しして、議論の方法についてご提案していきたいと思っています。

会長 あくまでも予定ですが、何かご質問、ご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 委員の皆さんは、8月までが任期なのですね。

事務局 はい、8月19日までが今の委員の任期になっています。

会長 そうすると、この8月の子ども・子育て会議は、新しい方で開催するわけですね。

事務局 8月の会議は、まだメンバーは未定ですが、次の任期の1回目の会議と考えています。

会長 よろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、これで議事(4)を終了します。

これで今回の議事はすべて終了となります。

修正事項等も最後までご確認いただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局からその他の連絡事項をお願いします。

事務局 繰り返しになりますが、次回は、3月23日(月)に第11回子ども・子育て会議を開催します。議事については、確認部会について議会で承認されれば、メンバーの指名が主になるのかなと思っています。

それと、本日の議事でありました地域型保育事業の施設名が変わるところが何園か出てくると予想されますので、それについてももう一度皆様にご提示したいと思っています。

もう1つ、これはまだ未定ですが、4月から入園される子どもさんで他市の地域型保育事業を利用される場合に確認が必要ですので、もしかするとそういう案件が出てきて、ご意見をいただくことになるかもしれません。

こういうあたりが議題になろうかと思います。時間的には、3時間も必要ないかなと思っていますので、2時間を予定して、早く終わればそれで終わりにするという形で予定していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

会長 次回は3月23日ですが、どうぞご確認ください。よろしくをお願いします。

それでは、本日はこれで閉会します。

進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

〔午後4時38分 閉会〕

【委員出席者名簿 18名】

【事務局出席者名簿 20名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大	こども支援局担当理事 併任 教育委員会担当理事	坂田 和隆
西宮市PTA協議会	泉 桂子	新制度準備室長	津田 哲司
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	こども支援総括室長	川戸 美子
公募市民	大森 早苗	子育て事業部長	藤江 久志
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	新制度準備課長	楠本 博紀
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	木下 浩昭	新制度認定課長	伊藤 隆
公募市民	北村 頼生	こども支援総務課長	岩田 重雄
西宮市労働者福祉協議会	久城 直美	児童・母子支援課長	小島 徹
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	子育て総合センター所長	増尾 尚之
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	保育所事業課長	廉沢 裕和
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
地域子育て支援センターつぼみの ひろば センター長	林 真咲	児童福祉施設整備課長	緒方 剛
西宮市地域自立支援協議会こども 部会 部会長	東野 弘美	わかば園事業課長	岡崎 州祐
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美	【教育委員会】	
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	教育次長	前川 豊
西宮市青少年愛護協議会	森 郁子	学校教育部長	垣内 浩
株式会社阪急阪神百貨店	由本 雅則	学校改革課長 新制度準備室参 事	杉田 二郎
にしのみや遊び場つくろう会 代 表	米山 清美	学事課長	中西 しのぶ
		学校教育課長	佐々木 理
		特別支援教育課長	坂口 紳一郎
		社会教育課長	中尾 篤也